

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条の規定に基づき、以下のとおり保険医の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年四月二十三日

東北厚生局長 尾崎 俊雄

登録の記号及び番号	氏名	取消年月日
秋医五八五一	小山 武志	令和八年四月二十三日